

# 副食費に係る補助制度のご案内

令和8年4月改定

幼稚園における給食費は、主食（ご飯、パン）に係る費用と副食（おかず）に係る費用に区分されています。このうち、副食費部分について、一定の要件を満たす方に対し、川口市から補助金が交付されます。対象となる保護者の方につきましては、下記の内容により、川口市に対し、補助金の申請を行ってください。

## 補助対象要件

次のア、イのいずれかに該当する場合に補助対象となります。

- ア 幼稚園利用中のお子さんと同一世帯の世帯員の市民税所得割合算額が 77,101 円未満である
  - ※ 4～8月は前年度、9～3月は当該年度の市民税所得割額に基づく。
  - ※ 市民税額は住宅借入金等特別税額控除等（配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除を含む）の適用を受ける前の金額に基づく。
- イ 同一世帯内の小学校3年生以下の子どもの人数を数えた場合に、幼稚園利用中のお子さんが第3子（3番目）以降になる

## 補助金額

月額 5,100 円を上限額として、月ごとに上限額と実際に支払った副食費の額を比較して、少ないほうが補助額となります。

## 申請に必要な書類

次のア～ウ（ウは該当する場合のみ）の書類を準備し、川口市に提出をしてください。

- ア 川口市副食材料費に係る実費徴収補足給付事業費補助金交付申請書兼請求書
  - ※ 利用中の幼稚園から受け取ってください。
- イ 領収証（支払った給食費のうち副食費の額がわかるもの）

《補助対象となるための要件が「ア 幼稚園利用中のお子さんと同一世帯員の市民税所得割額の合計が 77,101 円未満である」場合は、次の書類も提出してください。》

- ウ 該当する世帯員全員の市民税所得割額がわかる書類（課税証明書等）
  - ※ 補助対象にあたるかの判断に用いる課税年度は、補助対象月によって異なります。
  - 詳細は「提出前チェックリスト No.3」を確認してください。

## 申請書の提出時期等と提出先

### ■ 申請書の提出時期等

申請書の提出時期等は下表のとおりとなります。

期別	対象月	提出期限	支払予定月	支払方法
第1期	4～6月	7月：最終開庁日	8～9月	保護者の 指定口座 に振込みます
第2期	7～9月	10月：最終開庁日	11～12月	
第3期	10～12月	1月：最終開庁日	2～3月	
第4期	1～3月	4月：第3週最終開庁日	5月	

※年度内の申請を一括して行うこと（例：第3期分の申請時に第1～3期分をまとめて申請）もできます。ただし、複数年度分を一括して申請する場合は、年度毎に1枚申請書が必要となります（前年度：1枚、当該年度：1枚）。

※提出期限までに保育幼稚園課必着です（消印有効ではありません）。

期限を過ぎたものは、次期分として扱います（対象月が前年度分までのものに限る）。

### ■ 申請書の提出先

請求書の提出先は利用する幼稚園となります。提出方法や期限等は幼稚園に確認してください。